

ID: 3030

担当部署: 産業課

<b>処分の概要</b>	財産処分の方法の認可		
<b>法令名 根拠条項</b>	商工会法 第54条第1項及び第2項		
<b>法令番号</b>	昭和35年法律第89号		
<b>【基準】</b>	<p>法第54条第1項及び第2項の規定による。 (財産処分の方法等)</p> <p>第54条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年6月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日